

## 服 装

1. 服装は清楚端正を旨とする。

2. 制服を着用する。

### ① 男子制服

冬 黒の詰襟、ズボンは黒のストレート。  
シャツは白色のカッターシャツ。

夏 シャツは白のカッターシャツまたは開襟シャツ。

ズボンは黒のストレート。

左襟または左胸に所定の襟章をつける。

シャツの裾はズボンの中に入れる。

### ② 女子制服

冬 本校指定の紺サージのスリーブレス。  
スカートは丈が膝頭程度のもの。

シャツは白色のカッターシャツかブラウス。

夏 シャツは白色のカッターシャツかブラウス。

本校指定のスカート又はズボン。

なお合服として夏服の上にベストを着用してもよい。

左胸に胸章、左襟または左胸に所定の襟章をつける。

シャツの裾はスカート又はズボンの中に入れる。

3. 10月1日から5月末日までは冬服を、6月1日から9月末日までは夏服を原則として着用する。

大  
手  
前

襟章



女子胸章



13

但し、気温に合わせてどちらを着用してもよい。

4. 男女とも学校指定のカーディガンのみ着用を可とする。
5. 防寒着は華美なものや風変わりなものを用いない。
6. 通学には男女とも靴を用いる。
7. 上履には、本校指定の上履きを用いる。
8. 手袋、マフラー、防寒着は教室では着用しない。
9. パーマ・染色・脱色・化粧等は禁止。  
ピアス等の装飾品は身につけない。
10. 体育時の服装は所定の体操服とする。

### 校舎・校具の使用

1. 校舎内外の清潔整頓に意を用い、校舎・校具を大切に扱う。
2. 破損した場合には学級担任に届け出る。
3. 教室等の諸施設を使用する場合は、あらかじめ関係教諭の許可を受ける。
4. 運動用具、楽器その他の器具は、あらかじめ関係教諭の許可を経て使用する。
5. 校内で火気を使用する場合には、関係教諭の許可を受ける。
6. 部室の使用管理
  - ① 文化部に関する部室の使用について
    - (イ) 部室は部活動のみ使用できる。
    - (ロ) 使用時間は昼休み及び下校時までと

14